



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年7月14日火曜日 第122号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第49号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第2条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第10条の2本文、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項並びに第23条並びに附則第2条の4第1項から第3項まで及び第3条第1項から第3項までの規定に基づき、認定委員会及び審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）</u>における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第2条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項ただし書、第4条第8項、第8条ただし書、第10条の2本文、第15条、第19条第8項、第20条第2項、第22条の2第1項並びに第23条並びに附則第2条の4第1項から第3項まで並びに第3条第1項及び第2項の規定に基づき、認定委員会及び審査会の組織及び運営、補償の手続その他条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u> _____に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障</p>

害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ同条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第18項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 省略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

様式第20号（第26条関係）

省略

省略

〔記入要領〕

1 省略

2 当該補償が障害補償年金の場合には、障害補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。

害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第18項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 省略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

様式第20号（第26条関係）

省略

省略

〔記入要領〕

1 省略

2 当該補償が障害補償年金の場合には、障害補償年金記録簿を用いるものとし、次の要領により記入すること。

- (1)～(3) 省略
- (4) 「9故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、災害補償記録簿の記入要領の6の例により記入すること。
- (5) 省略
- 3 省略
- 4 2号紙については、次のように記入すること。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 「受給権者氏名」の欄には、当該補償が遺族補償年金の場合に記入するものとし、当該補償が障害補償年金の場合には記入する必要はない。
 - (4)・(5) 省略
- 5 条例附則第2条の4に規定する障害補償年金前払一時金又は条例附則第3条に規定する遺族補償年金前払一時金（以下「障害補償年金前払一時金等」という。）を支給したときは、2号紙の「備考」の最初の欄に支給額及び支給年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該障害補償年金前払一時金等の支給により停止されている障害補償年金又は遺族補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。ただし、障害補償年金前払一時金等を支給した月の翌月から1年を経過した月以後の「支払金額」の欄に記入する金額については、愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）附則第7項第2号又は第14項第2号の規定による算定を行った金額とする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 「9故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、災害補償記録簿の記入要領の8の例により記入すること。
- (5) 省略
- 3 省略
- 4 2号紙については、次のように記入すること。
 - (1)・(2) 省略
 - (3) 「受給権者氏名」の欄には、当該補償が遺族補償年金の場合に記入するものとし、当該補償が災害補償年金の場合には記入する必要はない。
 - (4)・(5) 省略
- 5 当該補償が遺族補償年金の場合で _____ 条例附則第3条に規定する一時金 _____ を支給したときは、2号紙の「備考」の最初の欄に支給額及び支給年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該一時金 _____ の支給により停止されている _____ 遺族補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。ただし、一時金 _____ を支給した月の翌月から1年を経過した月以後の「支払金額」の欄に記入する金額については、同条第2号 _____ の規定による算定を行った金額とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第7項、第8項、第14項及び第15項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた障害補償年金及び遺族補償年金の支給について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償年金及び遺族補償年金の支給については、なお従前の例による。